

生 総 第 1 6 号

生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和6年4月25日

生駒市長 小紫 雅史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

(1) 本市の令和6年度物品・委託業務業者登録一覧表に登録のある者、又は令和6年度建設工事登録業者一覧表に登録のある者。ただし、資格者名簿に未登録者は、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

① 誓約書（暴力団排除関係）（様式第1号）

② 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し（個人業者のみ）

又は、商業登記簿謄本又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し（法人業者のみ）

※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

③ 納税証明書の写し※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

④ 委任状（本社から委任する場合）（任意様式）

(2) 生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を、公告日現在から受託候補者特定の日までを受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規

定に該当しないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 過去5年（平成31年4月1日から参加表明書提出日まで）の間に業務が完了した、本市と同規模以上の地方公共団体の庁舎で、本業務と同種の業務を元請け若しくは下請けで履行した実績を有すること。

※本市と同規模以上の地方公共団体の庁舎とは、延床面積10,000㎡以上及び対象職員数600人以上とする。

※同種の業務とは、既存庁舎リニューアルの設計等の業務とする。

5 提出期限 令和6年5月24日（金）17時00分まで（必着）